



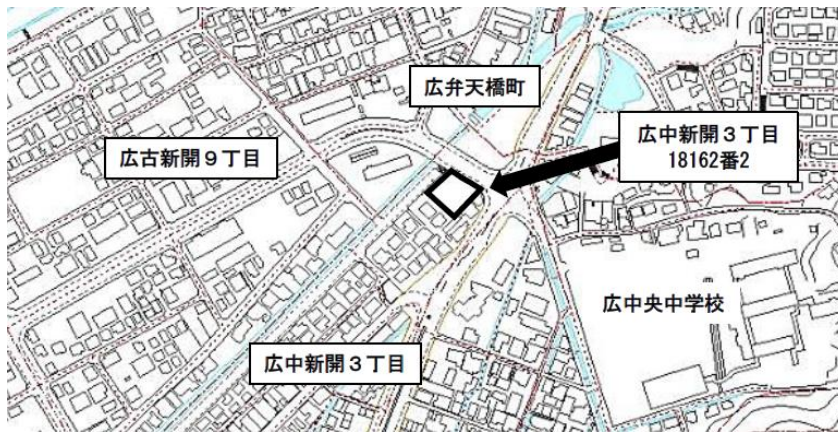
旧広弁天橋公園跡地における認可保育所 設置運営事業者の募集について

この度、旧広弁天橋公園跡地について、土地を一括売却するとともに当該土地上に認可保育所を整備し、令和5年4月からの保育所開所及び充実した保育サービスの提供を実現する企画力と事業遂行能力を有する民間事業者を次のとおり公募することとなりましたので報告します。

1 施設概要

(1) 土地

- ア 地番 呉市広中新開3丁目18162番2
イ 面積 765.77㎡



2 公募要件

(1) 申込資格

児童福祉事業について熱意と誠意を有し、保育所運営に必要な経営基盤及び社会的信用を有する社会福祉法人、学校法人等

(2) 主な提案内容

- ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の認可を受けて令和5年4月に開所する定員40人～50人規模の認可保育所
イ 耐火又は準耐火構造、2階建て以下の建物

3 参考価格

59,000,000円（不動産鑑定評価額）

4 スケジュール

- (1) 募集要項配布 令和3年10月20日（水）～11月22日（月）
(2) 応募書類受付 令和3年12月8日（水）～12月9日（木）
(3) 事業者決定 令和3年12月下旬（予定）

5 その他

詳しくは別添「募集要項」をご覧ください。

旧広弁天橋公園跡地
認可保育所設置運営事業者
公募型プロポーザル募集要項

呉市福祉保健部子育て施設課

目 次

1 趣 旨	P 1
2 事業の概要	P 1
3 募集その他のスケジュール	P 2
4 応募者の資格	P 3
5 募集要項の配布と質問の受付及び回答	P 4
6 応募申込み等について	P 4
7 事業者の選定について	P 9
8 売買契約に関すること	P 13
9 特記事項	P 16

1 趣 旨

呉市では、人口減少や少子高齢化が進展する中、多様化する保育ニーズに迅速かつ柔軟に対応するため、令和2年3月に策定した「第2期呉市子ども・子育て支援事業計画」では保育の量の見込み及び確保方策を設定し、令和3年6月に策定した「呉市公立保育所の再配置計画（令和3～7年度）」では、広地区において昭和51年3月の竣工から約45年が経過した呉市中新開保育所の施設老朽化への対応方針として、同施設の規模を段階的に縮小しつつ、民間施設による保育の受皿の拡大を促進する方針を掲げました。

これらの計画の方針等を踏まえ、保育サービスの更なる充実を図るため、児童福祉事業に熱意と誠意を有する社会福祉法人等の民間事業者のノウハウや資金を活用する手法を採用することとし、平成28年3月31日に用途廃止した旧広弁天橋公園跡地について、土地を一括売却するとともに、当該土地上に認可保育所を整備し、令和5年4月からの保育所開所及び充実した保育サービスの提供を実現する企画力と事業遂行能力を有する民間事業者を公募することとしました。

また、事業者の選定に当たっては、応募者が募集要項に定める要件を満たしていることを前提として、競争性、公平性及び透明性を確保した上で、事業者から提案を受けた事業提案書の内容を総合的に評価する公募型プロポーザル方式を採用しました。

2 事業の概要

(1) 事業内容

ア 旧広弁天橋公園跡地（以下「事業対象地」という。）について、呉市から土地を取得（購入）した上で、事業対象地に要求水準書に示す施設規模の保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所をいう。以下同じ。）の施設整備を行うこと。

イ アで事業対象地に整備した施設により、児童福祉法第35条第4項の認可を呉市長から得て、保育所の運営を自ら行うこと。

※ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づき設置される認定こども園は含みません（提案対象外とします。）。

(2) 事業対象地の概要

ア 所在等

所 在	地 番	地 目	実測面積
呉市広中新開3丁目	18162番2	宅 地	765.77㎡

※事業対象地の位置、土地形状等については、要求水準書添付書類を参照

イ 接道状況及び供給施設

接 道	幅員約18mの市道（敷地の北東側）に接道 約1m低く接面 幅員約10mの市道（敷地の南西側）に接道
上水道	引込みなし（接道の水道管Φ100mm）

下水道	区域内（接道の集排水管Φ250mm）
電気	電柱引込
ガス	都市ガス（広島ガス）供給区域

ウ 事業対象地に係る土地利用に関する規制等

都市計画区域	広島圏都市計画区域（用途地域：近隣商業地域） 建蔽率80%、容積率300%
防火地域・準防火地域	準防火地域
景観計画区域	呉・川尻・安浦地域
土砂災害警戒区域等	なし
宅地造成工事規制区域	なし
開発行為	開発区域の面積が1,000㎡を超える場合は許可が必要
屋外広告物の規制	合計で10㎡を超える屋外広告物を設置する場合は許可が必要

エ 事業対象地の参考価格

59,000,000円

（不動産鑑定士による鑑定評価に基づき呉市が設定した金額）

(3) 整備を求める保育所施設の概要

別添の「旧広弁天橋公園跡地認可保育所設置運営事業者募集事業 要求水準書」に示す基準を満たす施設であることとする。

3 募集その他のスケジュール

募集その他のスケジュールは、次のとおりです。ただし、特別な事情がある場合は、変更となる場合があります。

募集要項の公告日	令和3年10月20日（水）
募集要項の配布期間	令和3年10月20日（水）から 令和3年11月22日（月）まで
質問受付期間	令和3年11月11日（木）から 令和3年11月24日（水）まで
質問回答期限	令和3年11月26日（金）
応募書類受付期間	令和3年12月8日（水）から 令和3年12月9日（木）まで
応募者の決定通知	令和3年12月15日（水）
選定委員会による事業者の選定	令和3年12月下旬頃
審査結果の通知・公表	令和3年12月下旬頃
売買契約締結	令和4年1月中旬頃
売買代金支払期限	令和4年2月中旬頃
売買物件の引渡し	令和4年3月上旬頃
事業者による工事着手	令和4年度内に着手

4 応募者の資格

(1) 応募者の資格要件

応募者は、次に掲げる要件を全て満たすものとします。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- イ 次のいずれかに該当する者であること。
 - (ア) 広島県内の認可保育所、認可幼稚園又は認定こども園（以下「認可保育所等」という。）を運営している社会福祉法人、学校法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）
 - (イ) 広島県内に主たる事務所がある、子どもの健全育成を図る活動を行っている社会福祉法人又は特定非営利活動法人
- ウ 呉市の教育・保育及び子育て支援施策を理解し、延長保育事業や障害児保育事業を実施する等、積極的に協力できる者であること。
- エ 児童福祉事業について熱意と誠意を有し、保育所運営に必要な経営基盤及び社会的信用を有していること。
- オ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- カ 市税の滞納がないこと。
- キ 法人の役員及び従業員が、呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと又はその統制下にある者でないこと。
- ク 法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体として規制を受けていないこと。

(2) 呉市内の認可保育所等を運営している法人の応募の取り扱い

応募者が、応募時点において呉市内で認可保育所等を運営している法人である場合には、当該現在運営している認可保育所等の廃止を前提とし、又は移転を目的とする応募は、本プロポーザルの選考から除外するものとします。

(3) 資格喪失の要件

応募者は、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、本プロポーザルの参加資格、優先交渉権者又は次点交渉権者となる資格及び契約を締結する資格を喪失します。

- ア 上記（1）の応募者の資格要件を満たさなくなった場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 他の応募者の提案を妨害するなど、手続の遂行に支障を来す行為があった場合
- エ 公正な審査に影響を与える行為があった場合
- オ プレゼンテーション及びヒアリングに出席しなかった場合
- カ その他呉市との信頼関係を損なう行為があった場合

5 募集要項の配布と質問の受付及び回答

(1) 募集要項の配布

- ア 配布期間：令和3年10月20日（水）～令和3年11月22日（月）
- イ 配布方法：呉市ホームページ（<http://www.city.kure.lg.jp/soshiki/27/>）からダウンロードしてください（窓口での配布は行いません）。

(2) 質問の受付及び回答

- ア 受付期間：令和3年11月11日（木）～令和3年11月24日（水）午後5時まで
- イ 受付方法：呉市ホームページ（<http://www.city.kure.lg.jp/soshiki/27/>）から募集要項に関する「質問書」をダウンロードし、必要な事項を入力の上、E-mailにて kodosise@city.kure.lg.jp 宛てにファイルを添付して送信してください。
※ 件名を「旧広弁天橋公園プロポーザルに関する質問」としてください。
- ウ 公表方法：質問及び回答は、質問を受けて3日以内に、呉市のホームページに掲載します。なお、ホームページへの掲載をもって、募集要項の追加、修正及び解釈に関する補足とします。

6 応募申込み等について

(1) 応募申込み及び受付

応募者は、(2) の応募申込みに必要な書類を受付窓口に郵送又は持参してください。
なお、ファックス及びメールによる受付は行いません。

- ア 受付期間：令和3年12月8日（水）～令和3年12月9日（木）
午前9時から午後5時まで
- イ 受付窓口：呉市役所福祉保健部子育て施設課（本庁舎3階）
〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号
TEL：0823-25-3518
- ウ 受付方法：応募者が持参した応募申込書に受付印を押し、その写しを渡します。

(2) 応募申込みに必要な書類

応募者は、応募者の資格を確認するために必要な書類として、次表に掲げる書類（以下「応募書類」といいます。）を提出してください。
また、証明書については、発行後3か月以内のものを提出してください。

【応募資格に関する書類】

定型書類	提出部数	証明書類等	提出部数
応募申込書（様式第1号）	1部	定款又は寄附行為の写し	1部
事業概要書（様式第2号）	1部	法人登記履歴事項全部証明書	1部
役員等一覧表（様式第3号）	1部	印鑑証明書	1部
誓約書（様式第4号）	1部	役員全員の市税滞納のない証明書	1部

【事業提案に関する書類】

書類名称	提出部数
事業提案書（様式第5号）	10部
買取希望価格書（様式第6号）	1部

【その他の書類】

書類名称	提出部数
情報非公開希望申出書（様式第7号）	1部

(3) 事業提案書に記載する事項

事業提案書（様式第5号）には、「旧広弁天橋公園跡地認可保育所設置運営事業者募集事業 要求水準書」の内容に留意した上で、次に掲げる事項について記載してください。

記 載 事 項		記 載 内 容
1	基本的事項	(1) 事業の基本理念・事業目的
2	(1) 施設整備計画	ア 建築計画 イ 工事施工体制・安全対策 ウ 事業スケジュール
	(2) 保育事業計画	ア 運営方針 イ 施設の維持管理に対する取組（修繕，清掃，警備等） ウ 健康管理（健康観察，感染症等）の対応，体制等 エ 緊急時（事故，火災，不審者等）の対応，体制等 オ 保護者，近隣住民等とのトラブルや苦情の未然防止策と発生時の対応，体制等 カ 個人情報の保護に関する措置 キ 保護者の要望の具体的な把握方法と対応 ク 保育サービスの向上に係る取組 ケ 職員の研修計画 コ 類似施設の運営状況 サ 給食の取組と体制（手作り給食，食材の仕入れ等） シ 食育の取組 ス 地域と良好な関係を保ち，地域に密着した活動を行うための具体的な取組 セ 地域での子育て支援の具体的な取組 ソ 保育所運営について，その他特記すべき事項 タ 職員配置計画
3	資金計画及び収支計画	(1) 事業開始までに要する費用と財源 (2) 事業開始後の収支計画

(4) 事業提案書の体裁及び書式

ア 事業提案書には，表紙及び目次を付けてください。

イ 用紙サイズはA4判を基本とし，A3判の書類がある場合はA4判の大きさに折り込んでください。なお，添付図面の縮尺は用紙サイズに合わせ適宜調整してください。

ウ 事業提案書は，図表等を適宜活用して分かりやすいものとしてください。

エ 本文中で使用する文字フォントの大きさは，10ポイント以上としてください（図表内の文字は除く。）。

オ 応募書類に使用する言語は日本語，数字はアラビア数字，通貨は日本円，単位は計量法（平成4年法律第51号）に定める単位を使用することとします。

カ 事業提案書には，法人名及び法人名を類推できる固有名詞，ロゴマーク等は一切記載しないでください。記載のある場合には，事務局で黒塗りをします。

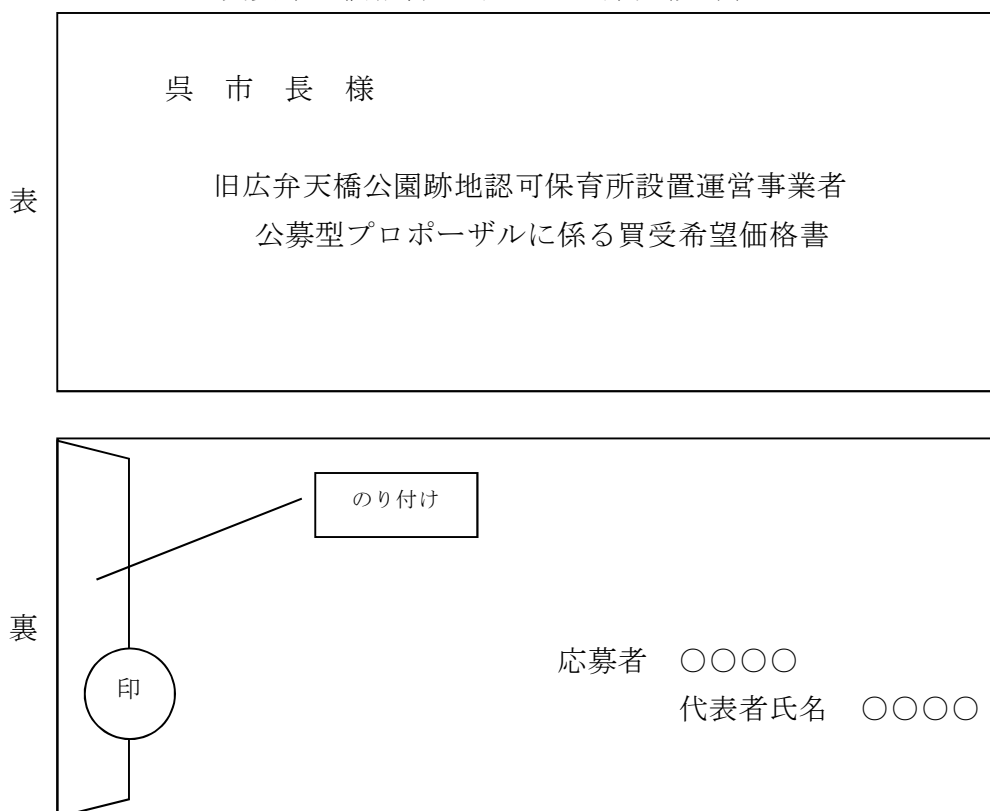
(5) 買受希望価格書について

ア 本物件の参考価格は，2(2)に示したとおり，不動産鑑定士による鑑定評価に基づき呉市が設定した金額で，59,000,000円とします。

イ 買受希望価格は，参考価格以上の額で提案をしてください。なお，買受希望価格が参考価格を下回る場合は，他の提案内容に関わらず失格とします。

ウ 買受希望価格書は，次の要領により提出してください。

買受希望価格書を封入した封筒（見本）



(6) 応募に関する留意事項

ア 応募者からの応募書類の提出をもって，応募者は募集要項の記載内容及び条件について承諾したものとみなします。

イ 同一の応募者が複数の提案をすることはできません。

ウ 提出された応募書類は，呉市情報公開条例（平成11年呉市条例第1号。以下「条例」といいます。）に基づく公開請求があった場合には，公開することにより，法人の権利，競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの（条例第9条第1項第3号）を除き公開することとします。このため，提案内容に

条例第9条第1項第3号に該当する部分がある場合は、事業提案書を提出する際に、非公開とする部分と具体的な理由を記載した情報非公開希望申出書（様式第7号）を提出してください。ただし、非公開の申出があった部分であっても、合理的な理由がないと判断する場合、公開することが公益上必要であると認める場合などは、公開することになります。

エ 事業提案書の著作権は、応募者に帰属します。ただし、事業提案書の一部について呉市が必要と認めるときは、呉市は無償で使用できることとします。

オ 呉市が提供する資料等は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。

カ 応募書類を提出した後、応募書類の差し替え、訂正及び再提出をすることはできません。ただし、呉市から指示があった場合は除きます。

キ 応募書類を提出した後、呉市が必要と認める場合は追加書類の提出を求めることがあります。

ク 応募書類は、返還しません。

ケ 応募者は、呉市との協議内容その他の応募に当たって知り得た情報について守秘義務を負うものとし、呉市の事前の承諾なくこれらの内容を第三者に提供することはできません。

コ 優先交渉権者が決定され、選定結果が公表されるまでは、応募者が提案内容を公表することを禁じます。

サ 応募に係る一切の費用は、応募者の負担とします。

シ 応募資格を満たさないと認められた応募者には、書面で通知します。

ス 災害等（新型コロナウイルスの感染症等を含む。）の発生により、本公募に係る事務を適正に執行することができないおそれがあると判断した場合には、呉市は事務の一部又は全部を延期し、又は中止することがあります。この場合において、応募者は、本公募に要した一切の費用を呉市に対して請求することはできません。

(7) 応募申込み後の辞退

応募者は、応募申込み後に辞退する場合は、必ず（1）受付期間の最終日時までに、応募取下書（様式第8号）を受付窓口に郵送又は持参してください。

7 事業者の選定について

(1) 委員会の設置

応募者からの事業提案を審査するため、旧広弁天橋公園跡地認可保育所設置運営事業者選定委員会（以下「委員会」といいます。）を設置します。

(2) 委員会の役割

ア 委員会は、事業提案の審査を行い、最優秀提案者及び次点提案者を選定するものとしてします。

イ 応募者が1者の場合であっても、委員会は、その提案内容を審査し、選定すべき事業者であるかどうかを決定します。

ウ 委員会の会議は、応募者の企業秘密及び知的財産を保護する観点から非公開とします。

エ 審査の結果、最優秀提案者及び次点提案者が選定されない場合もあります。

(3) 事業提案の審査

ア 委員会の開催日時等は、別途、応募者に書面で通知します。

イ 委員会において、応募者ごとに順次、事業提案に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

ウ プレゼンテーション及びヒアリングは、応募者が1者である場合も実施します。

エ 応募者1者当たりの提案時間は35分（プレゼンテーション15分以内、ヒアリング20分以内）程度とします。

オ プレゼンテーションは事業提案書に基づいたものとし、追加資料の配布は認めません。

カ 審査において公正な判断を得るため、応募者が自らの商号・名称を発言することを禁止します。

キ 入室は応募者1者につき3名までとします。

ク プレゼンテーションソフトを使用したプレゼンテーションも可能ですが、内容については応募者が提出した事業提案書に記載した内容を表現したものとし、新たな提案は認めません。

ケ プロジェクターとスクリーンは呉市で準備しますが、パソコン等は持参してください。

コ プレゼンテーション及びヒアリングに係る一切の費用は、応募者の負担とします。

(4) 審査項目

委員会は、事業提案に係る次に掲げる審査項目について審査します。

【審査項目・ウェイト・配点】

審査項目	内 容	評価 点	ウェ イト	配 点
1 基本理念	・事業の基本理念, 事業目的が募集の趣旨に合致し, 明確に示されているか。	5	×1	5
2 施設整備計画の適切性及び実現性	・施工中の安全確保対策や周辺への配慮は適切か。 ・施設整備計画の内容に実現性があるか。	5	×3	15
3 保育事業計画等の内容が, 利用者に平等で適切な保育が図られるものであること。	・応募資格, 応募条件その他の市の示した条件に適合しているか。 ・保育所の運営方針は適切か。	5	×2	10
4 保育事業計画等の内容が, 施設の適切な維持及び管理運営を図ることができるものであること。	・施設の維持管理に対する取組は適切か。 ・健康管理の対応等は適切か。 ・事故や不審者等緊急時の対応等は適切か。 ・トラブルや苦情への対応等は適切か。 ・個人情報の保護に関する措置は適切か。	5	×2	10
5 保育事業計画等の内容が, 保育サービスの向上が図られるものであること。	・保護者等の要望(ニーズ)把握に係る取組はどうか。 ・保育サービスの向上に係る取組(特別保育事業等)はどうか。	5	×3	15
6 保育所の運営を安定して行う能力を有していること。	・職員の研修計画は適切か。 ・類似施設の運営実績を有しているか。 ・安定した運営を行える体制(人員配置等)になっているか。 ・収支計画等が適正な管理を行えるものとなっているか。 ・法人の経営状況は安定しているか。	5	×3	15
7 保育事業計画等の内容が, 保育所の設置目的を十分に達成できるものであること。	・給食及び食育の取組は適切か。 ・地域と良好な関係を保ち, 地域に密着した活動が期待できるか。 ・地域での子育て支援の取組に対する考え方はどうか。	5	×3	15
8 提案のPR・ヒアリング	・プレゼンテーションにおける説得力と的確な質疑応答がみられるか。	5	×1	5
9 買受希望価格	・買受希望価格が, 他の事業者と比較して高額であるか。	5	×2	10
合 計			100	

【委員の評価点】

評 価		評価点
A	非常に優れている	5
B	優れている	4
C	普通	3
D	やや不十分	2
E	不十分	1

(5) 審査方法

ア 委員会は、全ての提案者へのヒアリングが終了した後、各事業提案について審査項目ごとの審査を行い、各委員の評価を総合して最優秀提案者及び次点提案者を決定することとします。

イ 各委員が審査項目ごとに5段階評価を行い、評価点にウェイトを乗じた審査項目ごとの配点を合計したものが、提案者の点数となります。ただし、審査項目のうち、買受希望価格の評価点については、次の式によることとします。この場合には、点数に小数点第1位未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入し、小数点第1位までの点数とします。

$$\text{評価点} = 3 + \frac{(\text{買取希望価格} - \text{参考価格}) \times 2}{(\text{最高買取希望価格} - \text{参考価格}) + 1}$$

ウ 審査項目3「保育事業計画等の内容が、利用者に平等で適切な保育が図られるものであること。」及び4「保育事業計画等の内容が、施設の適切な維持及び管理運営を図ることができるものであること。」が、「D やや不十分」以下の場合は失格とします。

エ 得点と同じ提案者が2者以上の場合は、審査項目5「保育事業計画等の内容が、保育サービスの向上が図られるものであること。」、6「保育所の運営を安定して行う能力を有していること。」及び7「保育事業計画等の内容が、保育所の設置目的を十分に達成できるものであること。」の合計点が最も高い者を上位とし、当該合計点も同じである場合は、委員会の判断によることとします。

オ 応募者が1者であった場合も、上記審査方法に従い審査を行い、各委員の評価点の平均が60点以上であれば優先交渉権者とするものとします。

(6) 優先交渉権者等の決定

ア 呉市は、委員会において選定された最優秀提案者を優先交渉権者と、次点提案者を次点交渉権者として決定することとします。ただし、各委員の評価点の平均が60点未満である場合は、優先交渉権者又は次点交渉権者として選定しないものとします。

イ 優先交渉権者との交渉が整わなかった場合又は優先交渉権者が資格を喪失した場合は、次点交渉権者と交渉します。この場合、募集要項等における優先交渉権者に

関する規定は、次点交渉権者に適用します。

(7) 選定結果の通知

審査対象となった全ての応募者に、審査結果を書面により通知しますが、審査結果に関する問合せには一切応じません。

(8) 選定結果等の公表

優先交渉権者と次点交渉権者については、事業者名及び採点結果を呉市のホームページで公表します。

8 売買契約に関すること

(1) 契約の相手方

2 (2)の土地（以下「売買物件」といいます。）は、この募集要項に基づいて応募した事業者の中から、委員会において最優秀提案者として選定された後、呉市が優先交渉権者と決定した事業者に売却することとします。

(2) 売買契約の締結等

ア 売買契約は、呉市が別に定める様式の「市有財産売買契約書」により行います。

イ 契約締結の日時その他契約に必要な事項は、別途、書面により通知します。

ウ 売買契約書に貼付する収入印紙，所有権移転登記に必要な登録免許税等，契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は，事業者の負担です。

(3) 契約保証金

事業者は、売買契約締結時に売買代金の10パーセントに相当する金額以上の契約保証金を呉市が発行する納入通知書により、呉市指定金融機関等で納付してください。

なお、契約保証金は、事業者から申出があったときは売買代金に充当することができます。

(4) 売買代金の納付

事業者は、売買代金（事業者から申出があって契約保証金を売買代金に充当するときは、売買代金から納付済の契約保証金の額を差し引いた残金）を契約締結の日から1か月以内に、呉市が発行する納入通知書により、呉市指定金融機関等で一括して納付してください。

(5) 登記手続

売買物件の所有権移転登記は、呉市が嘱託登記により行いますので、事業者は、契約締結の際にあらかじめ登記手続に必要な次の書類を提出してください。

ア 登記嘱託請求書

イ 登録免許税相当額の現金領収書（原本）

その他登記手続に必要な事項については、契約締結時に説明します。

(6) 所有権移転及び売買物件の引渡し

ア 売買物件の所有権は、事業者が売買代金を呉市に全額納付したときに移転します。

イ 売買物件の引渡しについては、売買物件の所有権が移転したときに、引渡しがあったものとみなします。

ウ 売買物件の引渡しに当たっては、事業者に対して現状のまま引き渡すこととします。

(7) 契約不適合責任

事業者は、引き渡された売買物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない

ものであるときは、引渡しの日から2年以内に呉市に通知したものに限り、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除をすることができることとします。

(8) 危険負担

契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、売買物件が天災地変その他の呉市又は事業者のいずれの責めに帰することのできない事由により滅失し、又は損傷し、修補が不能又は修補に過大な費用を要し、契約の履行が不可能となったときは、互いに書面により相手方に通知して、契約を解除することができることとします。

この場合において、事業者は、契約が解除されるまでの間、売買代金の支払を拒むことができます。

(9) 事業計画の変更

事業者は、(10)に定める指定期間が満了するまでの間に、やむを得ない事由により事業計画を変更しようとする場合は、あらかじめ変更を必要とする事由及び変更後の計画を詳細に記載した書面をもって呉市に申請し、その承認を得なければなりません。

(10) 用途指定等

呉市は、売買物件について、次のとおり用途指定をします。

ア 事業者は、売買物件を事業計画に基づく事業の用途（以下「指定用途」といいます。）に自ら供さなければなりません。

イ 事業者は、売買物件の引渡しから令和5年3月31日（以下「指定期日」といいます。）までに必要な工事を完了し、令和5年4月から指定用途に供さなければなりません。

ウ 事業者は、売買物件を指定期日の翌日から10年間（以下「指定期間」といいます。）指定用途に供さなければなりません。

(11) 権利の設定等の禁止

事業者は、売買契約締結の日から指定期間満了の日まで、呉市の承認を得ないで、売買物件に地上権、質権、使用貸借による権利若しくは賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は売買物件について、売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をしてはなりません。

(12) 違約金

事業者は、次に掲げる事由に応じ、呉市に対して違約金を支払わなければなりません。

ア 正当な理由なく指定期日までに指定用途に供さなかったとき又は指定期間中に指

- 定用途に供さなくなったとき 売買代金の100分の10に相当する額
- イ 指定期間満了の日までに指定用途以外の用途に供したとき又は権利の設定若しくは所有権の移転をしたとき 売買代金の100分の30に相当する額
- ウ 正当な理由なく実地調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき 売買代金の100分の10に相当する額
- エ 呉市内で認可保育所等を運営している事業者が、当該現在運営している認可保育所等を指定期日までに廃止したとき 売買代金の100分の10に相当する額

(13) 契約の解除

- ア 呉市は、事業者が「市有財産売買契約書」に定める義務を履行しないときは、契約を解除できることとします。
- イ 呉市は、事業者の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるとき、その他「市有財産売買契約書」に定める暴力団に関する要件に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、契約を解除できることとします。この場合、呉市は、事業者に生じた損害について何ら賠償し、又は補償することを要しないこととし、事業者は、呉市に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければなりません。

9 特記事項

(1) 売買物件引渡し時の留意事項

- ア 売買物件の引渡しにおいては、雑草の草刈、地上・地下・空中工作物の補修・修繕・改修・移設・撤去に係る調整及び費用負担については、所有権等権利の帰属主体を問わず、呉市では対応しませんので事業者で対応してください。
- イ 上下水道及び電気・ガス供給施設の引込みが可能である場合に、既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引込みを要することがありますが、補修や引込み工事の実施、これらに必要な費用負担、供給処理施設への負担金の支出等は、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問合せの上、事業者で対応してください。
- ウ 売買物件に係る地盤・地耐力調査、磁気探査並びに地下埋設物、防空ごう及び土壌汚染に関する調査は、呉市は行ってはいませんが、事業者の負担において、当該調査を行うことはできますので、その場合は、事前に呉市に申し出てください。
- エ 建築物の建築に当たり、杭打ち、地盤改良等の措置が必要となることも想定されますが、売買物件については、地盤・地耐力が保証されているものではありません。呉市がそれらの措置を講じたり、それらに係る費用を負担したりすることはできませんので、事業者で対応してください。
- オ 売買物件の敷地内（地中も含む。）にごみ・がれき・砕石等が存在する場合がありますが、撤去、処分及びその費用負担については、事業者で対応してください。

(2) 関係法令の遵守

- ア 事業の計画・設計・実施に当たっては、法令並びに広島県及び呉市の条例、規則等（以下「法令等」といいます。）を遵守することはもとより、関係機関からの指導等についても、必ずこれを遵守してください。
- イ 法令等に基づく各種規制については、必ず事前に関係機関に確認するとともに、専門的な知識を必要とする場合は、専門家に相談するなど事業者で対応してください。
- ウ この募集要項に記載されている内容は、あくまで作成時点におけるものであり、将来的な法令等の施行・改正に伴って生じる新たな規制等に対し、将来にわたって本内容を保証するものではありません。したがって、売買物件の買受け後、実際に建物の建築等をする場合は、当該時点における法令等に基づく各種規制について、再度、事業者で確認してください。

(3) 施設整備に係る助成制度の利用について

ア 施設整備に関し、要件を満たす場合は、次の施設整備に係る助成制度に基づく補助金等の利用ができる予定です。ただし、助成は、当該助成制度に係る事業採択がされ、かつ、予算の範囲内での額を前提とします。

(ア) 保育所等整備交付金（厚生労働省）

(イ) 呉市私立保育所等施設整備事業補助金（呉市）

イ 事業提案（資金計画等）は、上記助成制度の活用を前提に提案することができることとしますが、事業の採択がされず、補助金等の交付の決定及び予算措置がされなかった場合は、事業者自らの負担により施設整備を行う必要があります。

なお、事業者は、上記補助金等の交付を受けることができなかったことを理由に事業を中止し、優先交渉権者を辞退し、及び売買契約の解除をすることができることとしますが、呉市は、この解除によって生じる一切の事業損害について何ら賠償し、又は補償することはありません。

(4) その他

ア 呉市は、事業者がこの募集要項に定める事項を遵守しない場合に生じた一切の紛争について、事業者からの苦情、異議申立て又は損害賠償の請求等に応じることはできません。

イ 事業の準備・計画・実施段階及び操業開始後においても、地元住民や地元自治会、関係者及び関係団体との協議・調整を十分に行ってください。

○ 問合せ先

呉市役所福祉保健部子育て施設課（本庁舎3階）

〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号

TEL：0823-25-3518 / FAX：0823-24-6708

E-mail：kodosise@city.kure.lg.jp

様式集 一覧

1	様式第1号	応募申込書	
2	様式第2号	事業概要書	
3	様式第3号	役員等一覧	
4	様式第4号	誓約書	
5	様式第5号	事業提案書	
6	様式第6号	買受希望価格書	
7	様式第7号	情報非公開希望申出書	
8	様式第8号	応募取下書	
9	サンプル	工程表	
10	サンプル	資金計画書	
11	サンプル	資金収支予算内訳表	
12	その他	プロポーザル募集に関する質問書	

入力日	令和 年 月 日
所在地	
法人名	
代表者名	
電話番号	
Fax番号	
E-mail	
担当者名	

呉市長様

応募申込書

旧広弁天橋公園跡地認可保育所設置運営事業者公募型プロポーザル募集要項に基づき、必要書類を添えて応募します。

応募者	
所在地	
法人名	
代表者名	
電話番号	
FAX番号	
E-mail	
担当者名	

様式第2号

事業概要書（事業体制／事業実績／財務・経営状況）

事業者名			
所在地			
代表者役職・氏名			
設立年月日			
資本金の額	金 千円		
従業員数	総数 人	役員数	人（うち非常勤 人）
		従業員数	人（うち非常勤 人）
設立目的及び経緯			
主な事業内容及び事業実績			
その他特記すべき事項			
財務・経営状況	○ 直近3か年の貸借対照表及び損益計算書の写しを添付してください。		

誓 約 書

令和 年 月 日

呉 市 長 様

所 在 地

法 人 名

㊞

代 表 者 名

(印鑑証明印)

当法人は、旧広弁天橋公園跡地認可保育所設置運営事業者公募型プロポーザルに係る応募申込みに当たり、呉市契約規則その他関係法令を遵守するとともに、本プロポーザルに係る募集要項の記載内容及び条件について承諾の上、次に掲げる事項について誓約します。

- 1 当法人は、本プロポーザルの応募申込書その他の書類において、虚偽の記載をしていません。
- 2 当法人は、本プロポーザルの募集要項に定める応募者の資格要件を全て満たし、資格喪失に当たる要件のいずれにも該当していません。
- 3 当法人は、本プロポーザルの応募に関する全ての手続において、不正な手段を用いていません。
- 4 当法人は、以上の事項について事実と相違したことにより、本プロポーザルの応募に係る手続を留保され、又は資格を取り消されても、呉市に対し何らの異議を申し立てません。
- 5 当法人は、本プロポーザルの応募に当たり、呉市が暴力団等を排除することを目的として、当社の法人名及び代表者、役員等の氏名、振り仮名、住所、性別、生年月日等について、警察当局に情報提供することについて無条件で同意します。

(呉市内の認可保育所、認可幼稚園又は認定こども園を運営している場合)

- 6 当法人は、本プロポーザルの応募に当たり、現在運営している認可保育所、認可幼稚園又は認定こども園を廃止し、又は移転をする目的はありません。

事業提案書

1 基本的事項

(1) 基本理念

○ 本事業提案における事業計画の基本理念・事業目的を記載してください。

2 事業計画

(1) 施設整備計画

ア 建築計画

・次の事項を記載してください。

- ① 建物用途（保育所）
- ② 構造・規模・階数
- ③ 建築面積・延べ面積
- ④ 景観に対する配慮

※予定建築物の建築図面（配置図，平面図，立面図）及び建築工事見積書を添付してください。

※任意様式で別紙「建築計画書」とすることもできます。

イ 工事施工体制・安全対策

・工事施工時の施工体制及び安全対策について記載してください。

※任意様式で別紙「工事施工体制表」とすることもできます。

ウ 事業スケジュール

- ・全体の事業スケジュールを記載してください。
- ※任意様式で別紙「工程表」とすることもできますが、
できるだけサンプルの様式を使用してください。

(2) 保育事業計画

ア 運営方針

- ・保育所定員，歳児別定員及び具体的な運営方針を記載してください。
- ※その他，特にアピールする点があれば記載してください。

イ 施設の維持管理に対する取組（修繕，清掃，警備等）

ウ 健康管理（健康観察，感染症等）の対応，体制等

エ 緊急時（事故，火災，不審者等）の対応，体制等

オ 保護者，近隣住民等とのトラブルや苦情の未然防止策と発生時の対応，体制等

カ 個人情報の保護に関する措置

キ 保護者の要望の具体的な把握方法と対応

ク 保育サービスの向上に係る取組

- ・実施を計画している特別保育事業，特徴のある事業について，その事業名と内容を記載してください。

ケ 職員の研修計画

--

コ 類似施設の運営状況

現在運営している類似施設名及び所在地	定員	令和2年度施設運営に係る決算額	開始時期

[特記事項]

- ・類似施設において実施している特別保育事業、特徴のある事業について、その事業名と内容を記載してください。

サ 給食の取組と体制（手作り給食、食材の仕入れ等）

--

シ 食育の取組

ス 地域と良好な関係を保ち、地域に密着した活動を行うための具体的な取組

- ・地域貢献についての具体的な提案を記載してください。
- ・地域行事への積極的な参加，協力など

セ 地域での子育て支援の具体的な取組

ソ 保育所運営について，その他特記すべき事項

3 資金計画及び収支計画

(1) 資金計画

※任意様式で別紙「資金計画書」とすることもできますが
できるだけサンプルの様式を使用してください。

(2) 収支計画

※任意様式で別紙「収支計画書」とすることもできますが、
できるだけサンプルの様式を使用してください。

情報非公開希望申出書

令和 年 月 日

呉市長様

所在地

法人名

代表者名

㊞

(印鑑証明印)

旧広弁天橋公園跡地認可保育所設置運営事業者公募型プロポーザル募集要項に基づき提出する応募書類について、呉市情報公開条例に基づく公開請求があった場合において、公開されることにより当法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるため非公開を希望する部分及び正当な利益が害される具体的な理由は次のとおりです。

非公開を希望する部分	利益が害される具体的な理由
※ ページ、箇所等を示してください。 事業提案書等にアンダーラインや枠囲い等でマークしたものを添付してもかまいません。	※ 権利、競争上又は事業運営上の地位その他の正当な利益が害されると認めるに足りる合理的な理由を具体的に記載してください。

様式第8号

応募取下書

令和 年 月 日

呉市長様

所在地

法人名

代表者名

㊟

(印鑑証明印)

令和 年 月 日付けで応募した旧広弁天橋公園跡地認可保育所設置運営事業者公募型プロポーザルに係る応募を取り下げます。

■ 資金計画書

○ 事業開始までに要する費用（概算）

項 目	金 額 (千円)	備 考
① 土地取得費		
② 建築工事費		
③ 付帯工事費		
設備工事費		
外構工事費		
④ 設計・管理費		
⑤ その他費用		
合 計 (A)		

○ 財源内訳（概算）

項 目	金 額 (千円)	備 考
① 自己資金		
② 借入金		
H銀行		
K信用金庫		
③ 補助金		
④ その他財源		
合 計 (B)		

※ 借入金は、借入先ごとに記載してください。

※ 合計額(A)と(B)を同額となるようにしてください。

※ 必要に応じて項目・行数を調整してください。

※ この表は サンプルです。事業の実施状況により必要事項を追加・変更してください。

資金収支予算内訳表 令和4年度～9年度

設置者	〇〇法人 〇〇会
施設名	〇〇保育園

(単位：千円)

勘定科目		令和4年度 (建設年度)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
収入	利用者負担金収入		1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	運営費収入		58,100	58,100	58,100	58,100	58,100
	経常経費補助金収入		15,600	15,600	15,600	15,600	15,600
	寄付金収入	13,000					
	借入金元利補助金収入						
	受取利息収入						
	経理区分間繰入金収入						
	経常収入(1)	13,000	75,200	75,200	75,200	75,200	75,200
支出	人件費支出①	0	54,260	54,460	54,660	54,860	55,060
	職員俸給		42,800	43,000	43,200	43,400	43,600
	職員諸手当		4,800	4,800	4,800	4,800	4,800
	非常勤職員給与		2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
	退職金						
	退職共済掛金						
	法定福利費		4,460	4,460	4,460	4,460	4,460
	事務費支出②	0	7,480	7,480	7,480	7,480	7,480
	福利厚生費		1,080	1,080	1,080	1,080	1,080
	旅費交通費		240	240	240	240	240
	研修費		960	960	960	960	960
	消耗品費		240	240	240	240	240
	器具什器費		120	120	120	120	120
	印刷製本費		520	520	520	520	520
	水道光熱費		120	120	120	120	120
	燃料費		360	360	360	360	360
	修繕費		240	240	240	240	240
	通信運搬費		360	360	360	360	360
	会議費		60	60	60	60	60
	広報費		360	360	360	360	360
	業務委託費		600	600	600	600	600
	手数料		150	150	150	150	150
	損害保険料		330	330	330	330	330
	賃借料		1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	雑費		240	240	240	240	240
	事業費支出③	0	8,070	8,070	8,070	8,070	8,070
	給食費		5,800	5,800	5,800	5,800	5,800
	保健衛生費		110	110	110	110	110
	保育材料費		800	800	800	800	800
	水道光熱費		360	360	360	360	360
	燃料費		100	100	100	100	100
	消耗品費		200	200	200	200	200
	器具什器費		300	300	300	300	300
賃借料		300	300	300	300	300	
雑費		100	100	100	100	100	
借入金利息支出④	0	1,552	1,474	1,397	1,319	1,242	
借入金利息支出		1,552	1,474	1,397	1,319	1,242	
経理区分間繰入金支出⑤	0	0	0	0	0	0	
経理区分間繰入金支出							
経常支出(2)	0	71,362	71,484	71,607	71,729	71,852	
経常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	13,000	3,838	3,716	3,593	3,471	3,348	
施設整備等による収支	施設整備等補助金収入	120,000	0	0	0	0	0
	施設整備補助金収入	120,000					
	施設整備等寄付金収入	0	0	0	0	0	0
	施設整備等寄付金収入						
	施設整備等収入計(4)	120,000	0	0	0	0	0
	固定資産取得支出	180,000	0	0	0	0	0
	建物取得支出	180,000					
	その他固定資産取得支出						
	元入金支出	0	0	0	0	0	0
	収益事業会計元入支出						
施設整備等支出計(5)	180,000	0	0	0	0	0	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	-60,000	0	0	0	0	0	
財務活動による収支	借入金収入	47,000	0	0	0	0	0
	設備資金借入金収入	47,000					
	その他の収入	0	0	0	0	0	0
	預り保証金						
	財務収入計(7)	47,000	0	0	0	0	0
	借入金元金償還金支出	0	3,106	3,105	3,105	3,105	3,105
	設備資金借入金償還金支出		3,106	3,105	3,105	3,105	3,105
	その他の支出						
財務支出計(8)	0	3,106	3,105	3,105	3,105	3,105	
財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	47,000	-3,106	-3,105	-3,105	-3,105	-3,105	
予備費(10)	0						
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	0	732	611	488	366	243	
前期末支払資金残高(12)	0	0	732	1,343	1,831	2,197	
当期末支払資金残高(11)+(12)	0	732	1,343	1,831	2,197	2,440	

プロポーザル募集に関する質問書

所在地			
法人名		電話番号	
		FAX番号	
代表者名		E-mail	
		担当者名	

	資料名称	ページ	質問内容
1			
2			
3			
4			
5			

※ 資料名称及びページは、必ず記入してください。

※ 行数が足りない場合は、必要に応じて追加してください。

旧広弁天橋公園跡地認可保育所設置運営事業者募集事業 要求水準書

本要求水準書は、旧広弁天橋公園跡地認可保育所設置運営事業者募集事業において、呉市が要求する施設整備及び運営に関する基準を示すものであり、施設の具体的仕様及びそれらを構成する個々の工法や機器などについては、応募者が要求水準以上となるように提案を行うものとする。

1 整備及び運営する施設の概要、規模等

(1) 施設種別

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所

(2) 定員等

ア 保育所定員 40人から50人程度

イ 対象 0歳（生後100日以降）から5歳までの保育を必要とする乳児・幼児

ウ 歳児別定員

(ア) 乳児，満3歳に満たない幼児

0歳児定員 3人以上とする。

1歳児定員 0歳児定員を上回ること。

2歳児定員 1歳児定員を上回ること。

(イ) 満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員

歳児ごとに同数を基本とすること。

※定員は提案事項としますが、最終的な定員及び歳児別定員は、選定事業者の提案を基に、市が指示します。

2 施設整備（設計及び施工）に関する要件・水準

施設の整備については、呉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成28年呉市条例第29号）に定める保育所の設備の基準を満たすほか、次に掲げる要件・水準を満たす提案内容であること。

(1) 敷地計画に関する事項

ア 保育所の出入り口の位置，形状については，来園者の往来に支障がないよう十分配慮をすること。

イ 保護者が送迎の際に利用する自転車駐輪場について，計画地内に十分なスペースを設けること。

ウ 送迎用の駐車場について，駐車場の利用見込み，整備台数，周辺の交通状況等を踏まえ，渋滞回避に配慮した配置とすること。また，安全確保のため

の方策をとること（車止め、追突防止柵等）。

エ 呉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第33条第4号で設けることとされている屋外遊戯場については、同号に規定する保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を広弁天橋公園として施設計画を行うこと。

(2) 周辺環境配慮に関する事項

ア 建物の外観は、周辺の住宅地の景観と調和するものとする。

イ 保育中に発生する音等について、防音パネルを設置する等、近隣住民に配慮した設計とすること。

ウ 近隣への影響がないよう、反射などによる光害をできる限り抑えた計画とすること。

(3) 施設の構造及び設備の整備に関する事項

ア 耐火構造又は準耐火構造の建物であること。

イ 建物は原則として2階建て以下とすること。

ウ ユニバーサルデザインの視点に立ち、全ての利用者に対して安心して安全に利用できる施設となるよう配慮すること。

エ 耐震性能について、地震時の剥落、落下による二次災害抑制に配慮した計画とすること。

オ 建物内装に関して、乳幼児の安全性に配慮した材料とするとともに、可能な限り木質化を図ること。

カ 空調設備は、空調負荷や換気量などを考慮し、諸室環境に応じた適正な室内環境の維持が可能なものとする。

キ 換気設備は、乳幼児の快適な環境を確保するために必要な能力を確保すること。

(4) 適切な施工の確保に関する事項

ア 施工中の安全確保について、常に工事の安全に留意し、災害及び事故の防止に努めること。

イ 第三者に対する安全確保のため、万全の配慮を行い事故の発生を未然に防止すること。

ウ 施工時の資材の搬出入等車両の出入りの際には、誘導員を配置するなどして安全を期すこと。

エ 工事期間中の騒音、振動、塵埃、飛散物、道路損傷、通行障害その他近隣に対する公害が発生しないよう、各種法令を遵守し関係官庁の指導を受けて施工に当たること。

オ 作業時間については、近隣への配慮を行うこと。

カ 設置予定地周辺の自治会や住民、隣接地主等に対し、設置場所及び規模、工事の期間、内容、工事による地元への影響と対策について説明を行うこと。

(5) 関係法令等の遵守に関する事項

施設の整備に当たって、次に掲げる法令、条例等を遵守するとともに、これらに係る規程、指針、各種通知等についても本要求水準書と照らし合わせて適宜適用するものとし、関係機関との協議結果や指導に従うこと。

なお、ここに掲げる関係法令、各種基準以外のものについても、応募者の責任において調査し、最新のものを遵守すること。

- ・ 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ・ 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）（平成18年法律第91号）
- ・ 消防法（昭和23年法律第186号）
- ・ 呉市火災予防条例（昭和37年呉市条例第19号）
- ・ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- ・ 呉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・ その他建築手続に伴い必要な法令及び条例の手続

3 施設運営に関する要件・水準

(1) 保育所の位置付け

ア 保育所について、児童福祉法第35条第4項の規定による認可を受けて、認可保育所として運営すること。

イ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条に規定する特定教育・保育施設としての確認を受けること。

ウ 本プロポーザルに選定された法人自らが保育所を運営すること。

(2) 開所時期

(1) の認可及び確認を受けた上で、令和5年4月の開所を目指すこと。

(3) 特別保育事業の実施

通常の保育のほか、延長保育及び障害児保育を実施すること。

その他の特別保育事業については、保育ニーズを適切に把握した上で実施を検討すること。

(4) 職員体制

ア 職員配置基準については、呉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に定める職員の配置の基準以上の職員を配置すること。

イ 施設長は、健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者を配置すること。

ウ 施設長（園長）及び主任保育士は、専任とし、他の施設との兼任としないこと。

エ 配置する保育士は、保育士経験のある保育士が3分の2以上となるよう努

めること。

オ 開所までに職員に対する研修の機会を確保し、保育実施の体制を確保すること。

(5) 基本開所時間

基本開所時間を午前7時30分から午後6時30分までの11時間以上の時間とすること。

(6) 食事の提供

園内調理とし、呉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第34条第1項により特例として認められている保育所外で調理し、及び搬入する方法による食事の提供は行わないこと。

(7) 円滑な施設の運営に資する取組等

ア 保育所運営を円滑に実施するため、保護者との意見交換会を適宜開催すること。

イ 地元住民や地元自治会、関係者及び関係団体との協議・調整を行う場を設けるとともに、地域住民との交流や地域行事等への参加も積極的に行うよう努めること。

ウ 保育所の円滑な運営を行うため、呉市と連携・協力を努め、必要に応じて市との協議の場を設けること。

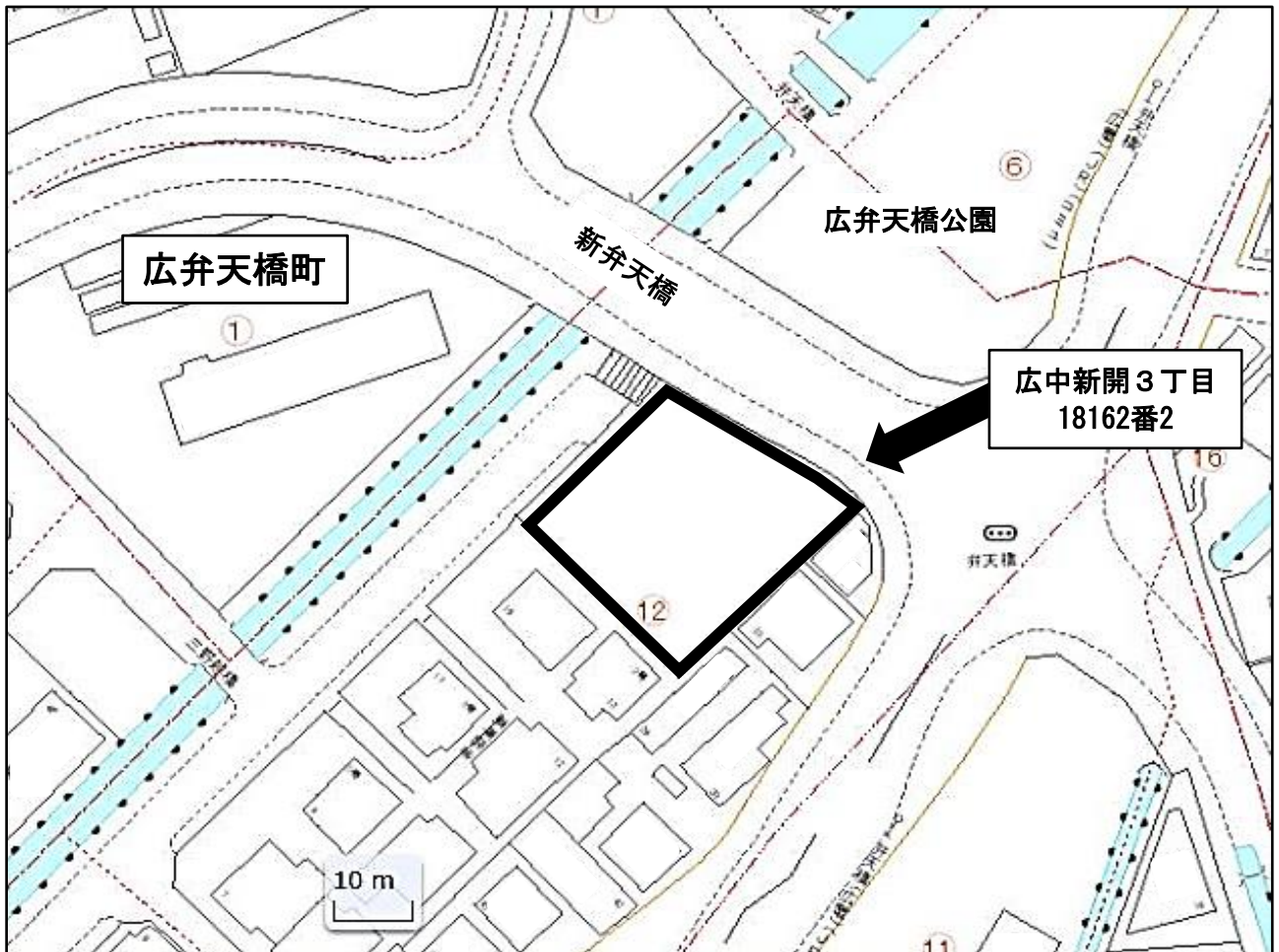
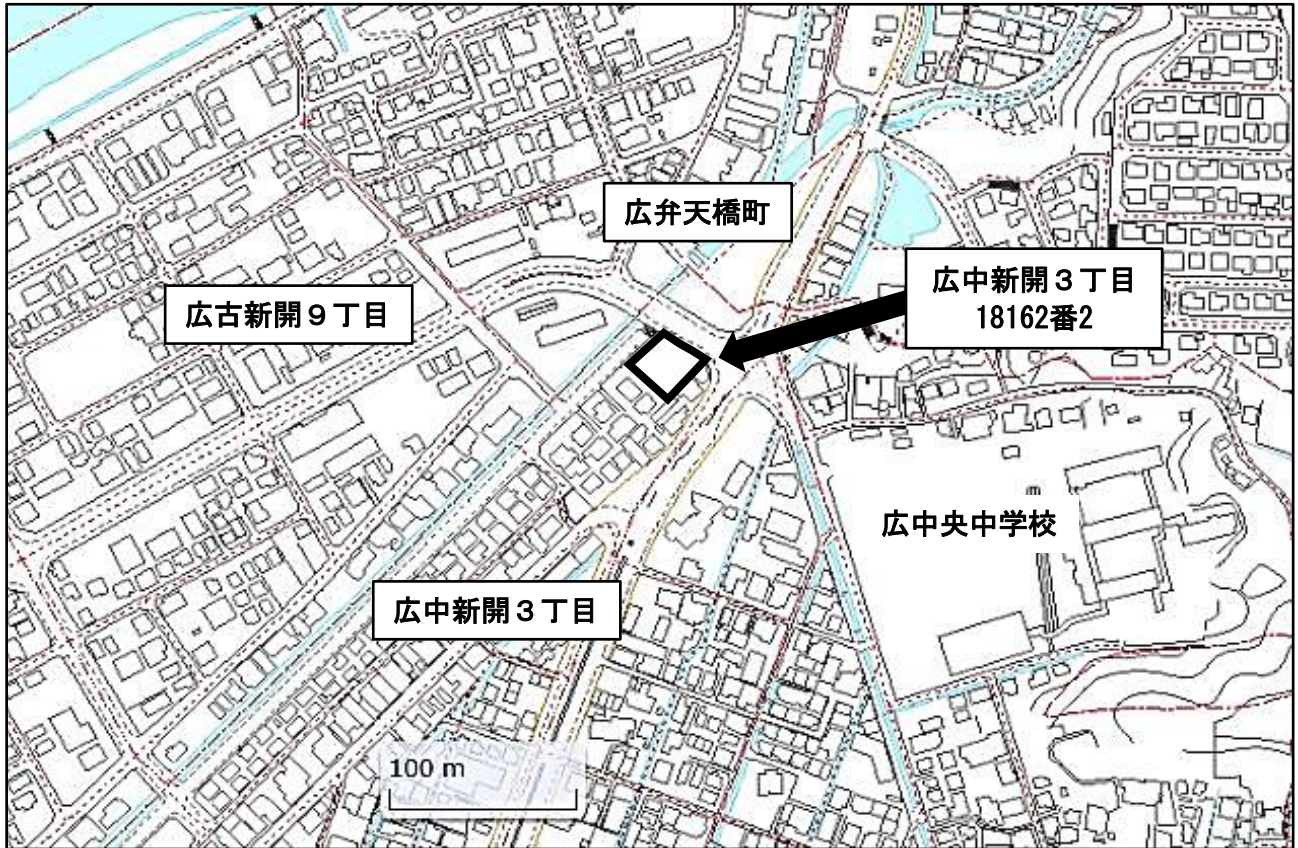
(8) 関係法令等の遵守

次に掲げる法令、条例等を遵守するとともに、これらに係る規程、指針、各種通知等についても本要求水準書と照らし合わせて適宜適用するものとし、関係機関との協議結果や指導に従うこと。

なお、ここに掲げる関係法令、各種基準以外のものについても、応募者の責任において調査し、最新のものを遵守すること。

- ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- ・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
- ・社会福祉法（昭和26年法律第45号）
- ・呉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・呉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年呉市条例第32号）
- ・保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）
- ・その他の保育所の運営に係る関係法令、条例等（これらに係る規程、指針、各種通知等を含む。）

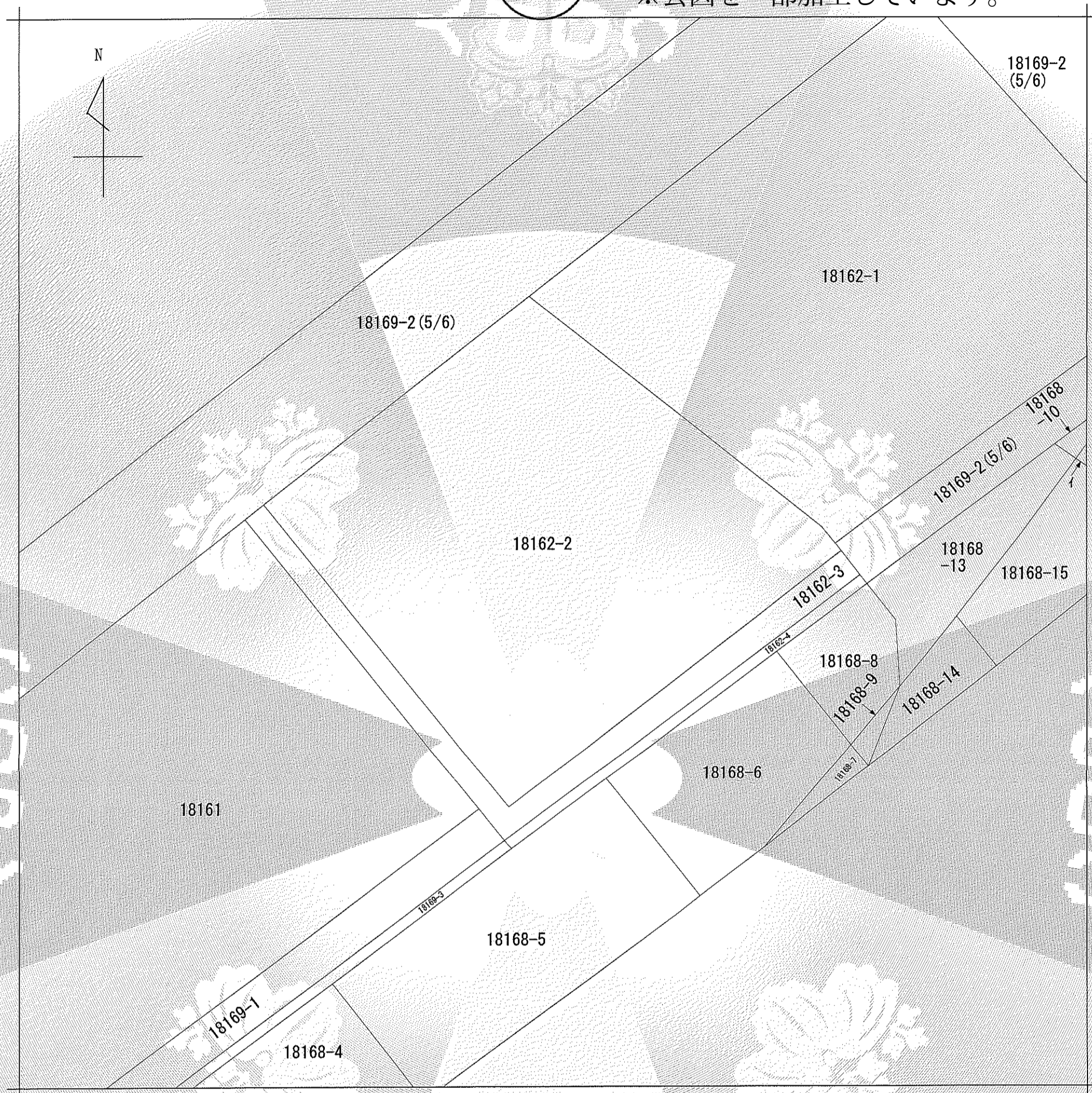
位置図



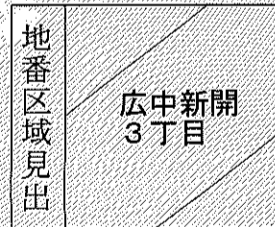


※公図を一部加工しています。

18168-11

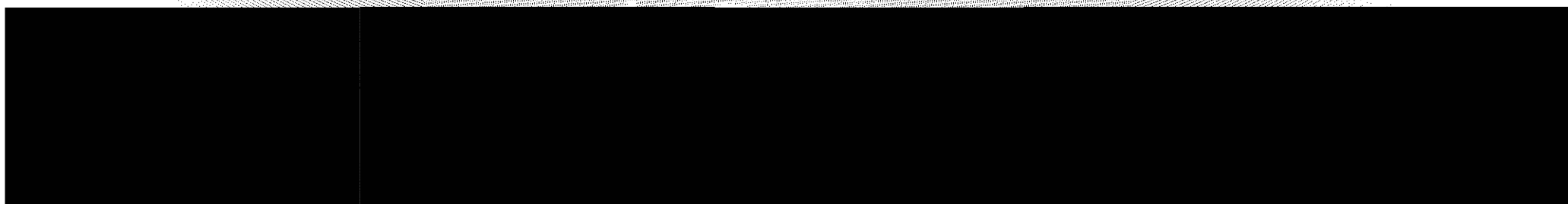


(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	呉市広中新開三丁目			地番	18162番2		
出力縮尺	1/300	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日		備付年月日(原図)	昭和48年1月20日		補記事項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。



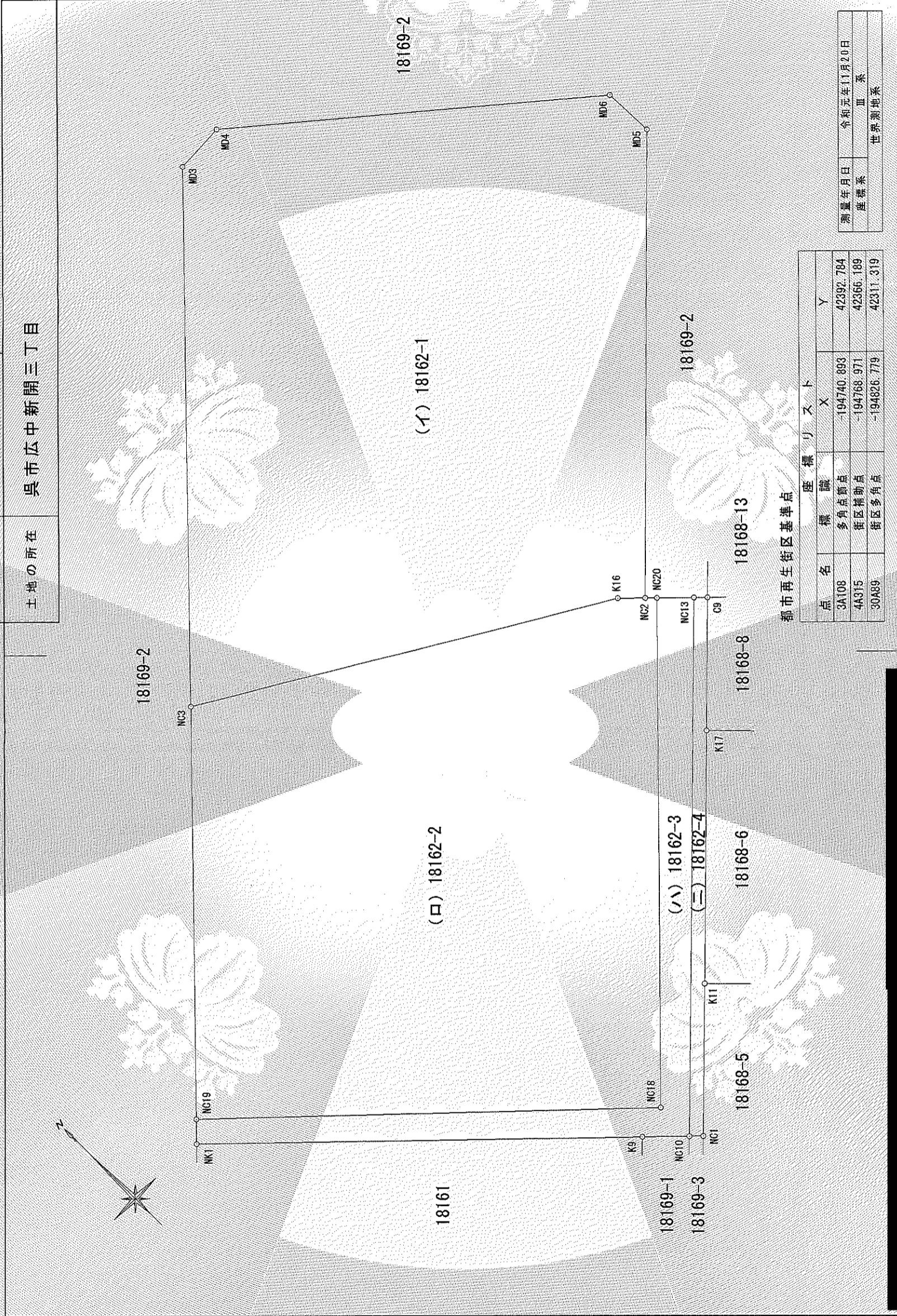
※地積測量図を一部加工しています。

登記年月日：令和2年9月16日

写

地積測量図

地番	18162番1 18162番2 18162番3 18162番4
土地の所在	呉市広中新開三丁目



都市再生街区基準点

点名	座標リスト		
	標識	X	Y
3A108	多角点節点	-194740.893	42392.784
4A315	街区補助点	-194768.971	42366.189
30A89	街区多角点	-194826.779	42311.319

測量年月日	令和元年11月20日
座標系	Ⅲ系 世界測地系

申請人	呉市長 新原芳明	縮尺	250
-----	----------	----	-----

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。